

【申込に当たっての注意事項】

災害時用備蓄食品に関する提供の申込に当たっては、以下についてご確認いただいた上で、ご了承ください。

- 1 別紙「災害時用備蓄食品の提供に関する合意事項」について了承する。
- 2 提供数を上回る申込みがあった場合は、先着順とする。
- 3 各引渡場所における引き渡しに限る。
- 4 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

別 紙

【災害時用備蓄食品の提供に関する合意事項】

1 災害時用備蓄食品の提供

- (1) 災害時用備蓄食品(以下「食品」という)を提供する前に、最高裁判所、司法研修所、裁判所職員総合研修所(以下「最高裁判所等」という)において本来の備蓄食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供料の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、最高裁判所と協議の上、提供食品の引き渡し日時、当該日時に、各引渡場所(最高裁判所、司法研修所、裁判職員総合研修所)における受取りを確実にを行う。

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、食品の衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと(定期的な清掃、採光、照明、換気等)

3 食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報(譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量)を記録し、これを1年間保存する。

また、譲渡後は、速やかに当該情報を最高裁判所に報告する。

4 責任の所在

- (1) 最高裁判所は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い管理されていたことを保証する。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、最高裁判所に問わない。

5 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において最高裁判所等から当該提供食品を引き取

ること。

- (2) 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を最終的に消費する者に限定するなどの措置を講じること。
- (3) 食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際には、譲渡先自らが、その形状、色、臭い、味等を確認の上で、食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝えること。

6 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

7 協議

本合意事項に記載のない事項、又は本合意事項の解釈に疑義が生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と最高裁判所と協議の上で解決する。

8 反社会勢力の排除

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、最高裁判所の信用を毀損する行為を行わないことを約する。